

# 第1章 計画の策定に当たって

## 1. 計画策定の趣旨

### (1) 計画の趣旨

本市では、平成 19(2007)年2月に障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)に基づく「西脇市障害者基本計画」と障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)に基づく「第1期西脇市障害福祉計画」を一体的に策定しました。また、直近の計画としては平成 30(2018)年3月に「西脇市障害者基本計画」(平成 30(2018)年度～令和5(2023)年度)、令和3(2021)年3月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)と児童福祉法(昭和 22 年法律第164 号)に基づく「第6期西脇市障害福祉計画」・「第2期西脇市障害児福祉計画」(令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)を策定しています。

「西脇市障害者基本計画」では、「互いにみとめあい 住みなれた地域で その人らしく暮らせるまち にしわき」を基本理念に、「人権を尊ぶまちづくり」、「成長と学びを支えるつながりづくり」、「住み慣れた地域での安全・安心な暮らしづくり」、「社会参加と生きがいつくり」、「共に暮らせる地域づくり」の5つの基本目標に基づく施策に取り組んできました。

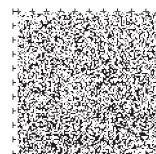
この度、計画の期間が満了することから、これまでの取組の評価を行うとともに、引き続き障害のあるなしにかかわらず、誰もが互いに尊重し、自分らしく安心して暮らすことができるよう、障害者施策の基本的な方向性、具体的な取組方策、支援サービスの内容等を示す令和6(2024)年度からの新たな「西脇市障害者基本計画」及び「第7期西脇市障害福祉計画」・「第3期西脇市障害児福祉計画」を策定します。

### (2) 国及び県の動向

国では、平成 30(2018)年4月に改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法の施行、令和3(2021)年6月に障害者差別解消法改正法の公布、令和4(2022)年には障害者総合支援法改正法の施行後3年の見直し、令和5(2023)年3月には、「第5次障害者基本計画」が策定されるなど、障害を取り巻く環境が大きく変化しています。

兵庫県では、障害者基本法に基づく都道府県障害者基本計画として、平成 27(2015)年に「ひょうご障害者福祉計画」を策定し、令和4(2022)年に「第2期ひょうご障害者福祉計画」(令和4(2022)年度～令和8(2026)年度)を策定しました。

「ひょうご障害者福祉計画」は、兵庫県の障害福祉施策推進のための基本的方針や目標などを明らかにした上で、障害の有無や年齢・性別等にかかわらず、誰もが安心して暮らすことができるユニバーサル社会の実現に向けて、県民、関係機関、支援団体及び行政等が取り組むべき総合指針として提示されています。



## ■平成 30(2018)年以降の国における動向

年	内 容
平成 30(2018)年	第4次「障害者基本計画」策定(3月) 改正「障害者総合支援法」、改正「児童福祉法」(4月施行) 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」(6月施行)
令和元(2019)年	改正「障害者の雇用の促進等に関する法律」(6月施行) 「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」(6月施行)
令和2(2020)年	改正「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」 (6月施行)
令和3(2021)年	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」 (9月施行) 「障害者差別解消法改正法」(6月公布)(令和6年4月1日施行)
令和4(2022)年	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」(5月公布・施行) 「障害者総合支援法改正法」施行後3年の見直し ○障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり ○社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応 ○持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現 「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和6年4月1日施行) ○児童発達支援の類型(福祉型、医療型)の一元化を行う
令和5(2023)年	第5次「障害者基本計画」策定(3月) ○新型コロナウイルス感染症への対応やSDGsの視点 ○情報アクセシビリティの向上に向けた新技術の利活用の推進

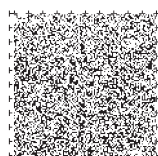
## 2. 計画の位置付け

### (1) 計画の法的根拠

「西脇市障害者基本計画」は、障害者基本法第 11 条第3項の規定に基づき、本市の障害者施策の基本的な方向性とその具体的な取組方策を示すものです。

また、「西脇市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条第1項の規定に基づき、障害のある人等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る目標を設定するとともに、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を示すものです。

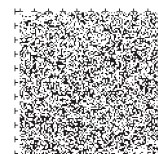
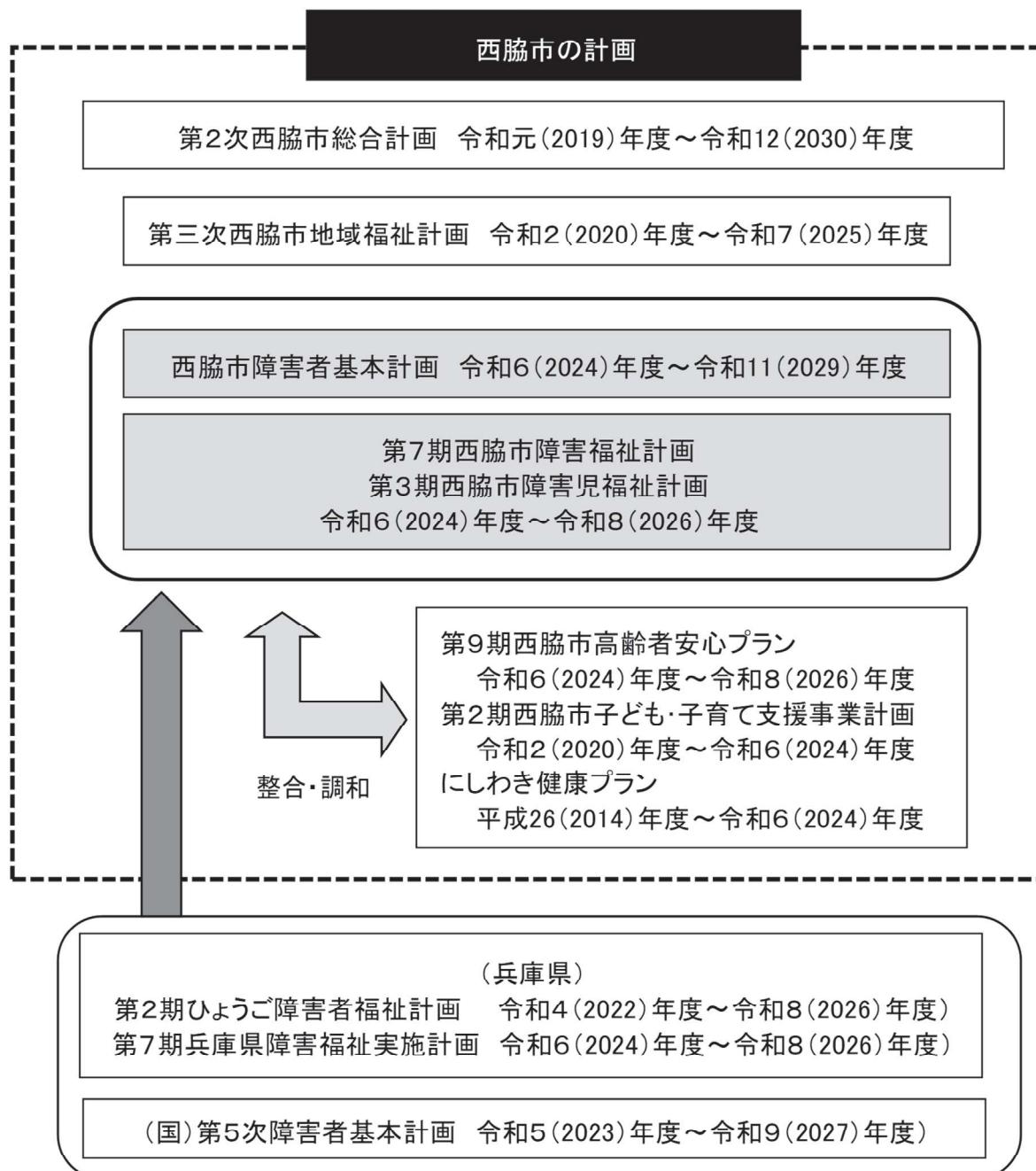
なお、児童福祉法第 33 条の 20 第1項の規定に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保及び円滑な実施等について定める「第3期西脇市障害児福祉計画」を「第7期西脇市障害福祉計画」と一体的に策定します。



## (2)他計画との関連

本計画は、本市の最上位計画である「第2次西脇市総合計画」の個別行政計画として位置付けており、「第三次西脇市地域福祉計画」(令和2(2020)年3月策定)に掲げる基本理念の実現を障害者福祉の分野から図るものです。

また、「第9期西脇市高齢者安心プラン(西脇市高齢者福祉計画・介護保険事業計画)」(令和6(2024)年3月策定)、「第2期西脇市子ども・子育て支援事業計画」(令和2(2020)年3月策定)、「にしわき健康プラン(西脇市健康増進計画)」(平成26(2014)年3月策定)などをはじめとした関係計画との整合・調和を図っています。



### 3. 計画の期間

「西脇市障害者基本計画」は、令和6(2024)年度から令和 11(2029)年度までの6年間を計画期間とし、「第7期西脇市障害福祉計画」・「第3期西脇市障害児福祉計画」は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度の3年間を計画期間とします。

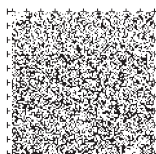
年度 計画名	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
障害者基本計画	西脇市障害者基本計画					
障害福祉計画	第7期西脇市障害福祉計画			第8期西脇市障害福祉計画		
障害児福祉計画	第3期西脇市障害児福祉計画			第4期西脇市障害児福祉計画		

### 4. 計画の策定体制

計画の策定に当たっては、障害のある人等のニーズを的確に把握するため、当事者、障害者関係団体や事業所へのアンケート調査を実施しました。

また、庁内関係各課と事業評価及び今後の事業について調整を図るとともに、障害者基本法に基づき、市の条例に基づいて設置した西脇市障害者地域支援協議会で審議しました。

さらに、広く市民の意見を取り入れるため、令和5(2023)年12月1日から令和6(2024)年1月4日にかけて、パブリック・コメントを実施しました。



## 5. SDGsを踏まえた計画の推進

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、平成 27(2015)年 9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12(2030)年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、誰もが役割と生きがいを持ち、地域で支え合い、つながりを持つ「地域共生社会」の実現につながります。

本市では、本計画においてSDGsの理念や目標に沿った取組や事業を進め、その達成に貢献していきます。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

